



鳥取県公報

平成13年 1月19日(金)
第 7 2 4 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	臨時種畜検査の実施（畜産課）..... 1
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の 決定（水産課）..... 1
選管告示	選挙管理委員会の招集..... 2
	政治団体の設立の届出..... 2
	政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出..... 2
	政治団体の収支に関する報告書の要旨..... 3
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）..... 4

告 示

鳥取県告示第13号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成13年 1月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成13年 2月 8日 午後 1時から	東伯郡赤碕町大字松谷606 鳥取県畜産試験場	牛

鳥取県告示第14号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条の2第2項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第6項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成13年 1月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取中央酒津加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第2号

平成13年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年 1月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成13年 1月23日 (火) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 船岡町長選挙に係る審査申立について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成13年 1月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考
吉村敏彦後援会	前嶋定男	北田友義	東伯郡東郷町大字田畑231 - 3	平成12年 12月13日	その他の 政治団体
尾崎ちゆき後援会	植田 茂	植田喜雄	気高郡青谷町大字山田192	平成12年 12月25日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成13年 1月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備 考
社会民主党鳥取県連合	代表者の氏名	佐々木周子	足立光徳	平成12年 12月18日	政党の支 部
社会民主党倉吉支部	主たる事務所の所在地	倉吉市みどり町3242 - 17	倉吉市海田西161 - 2	"	"
社会民主党米子支部	"	米子市鞆町一丁目17	米子市久米町142	"	"
伊澤卓司後援会	代表者の氏名	伊澤卓司	持田寿重	平成12年 11月29日	その他の 政治団体

〃	会計責任者の氏名	伊澤百子	沢隈太郎	〃	〃
明日の因幡を築く会	主たる事務所の所在地	鳥取市戎町419	鳥取市栄町306	平成12年12月13日	〃
森山てつお後援会	会計責任者の氏名	藤原巖	椿猛	平成12年12月26日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成13年 1月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

<p>その他の政治団体 期間 平成11年 1月 1日 ~ 同年12月31日 政治団体の名称 伊澤卓司後援会 報告年月日 平成12年11月29日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 600,000円 ア 前年繰越額 0円 イ 本年收入額 600,000円 (2) 支出総額 528,880円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲） 個人からの寄附 600,000円 合 計 600,000円 〔寄附の内訳〕 個人からの寄附 （寄附者の氏名）（金額）（住所） 伊澤卓司 600,000円 西伯郡大山町 (2) 支出の内訳 政治活動費 機関紙誌の発行 その他の事業費 528,880円 機関紙誌の発行事業費 68,180円 宣伝事業費 460,700円 小 計 528,880円 合 計 528,880円 （うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円）</p>	<p>政治団体の名称 宮田和也後援会 報告年月日 平成12年12月12日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 200,000円 ア 前年繰越額 0円 イ 本年收入額 200,000円 (2) 支出総額 175,420円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲） 個人からの寄附 200,000円 合 計 200,000円 〔寄附の内訳〕 個人からの寄附 その他 200,000円 (2) 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 82,120円 政治活動費 組織活動費 66,500円 機関紙誌の発行 その他の事業費 26,800円 機関紙誌の発行事業費 26,800円 小 計 93,300円 合 計 175,420円 （うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円）</p>
--	---

政治団体の名称 松涛塾鳥取県本部
 報告年月日 平成12年12月18日
 収入・支出の総額
 1 収入総額 0円
 2 支出総額 0円

政治団体の名称 大和塾鳥取県本部
 報告年月日 平成12年12月18日
 収入・支出の総額
 1 収入総額 0円
 2 支出総額 0円

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成13年 1月19日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習	平成13年 2月20日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 6階 第7会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署の管内に居住する者
	平成13年 2月27日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	米子市鞆町一丁目160 西部総合事務所新館 2階 第15会議室	八橋、米子、境港、溝口、黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑